



宇城市企第101号
令和6年5月1日

宇城市総合計画審議会会長 様

宇城市長 守田 憲史
(公印省略)

第2次宇城市総合計画（後期基本計画）に係る審議について（諮問）
宇城市総合計画審議会条例（平成17年宇城市条例第190号）第2条の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項 第2次宇城市総合計画（後期基本計画）の進捗管理について

以上